

平成 24 (2012) 年 2 月 29 日

東 松 島 市

独立行政法人 都市再生機構

東日本大震災関係

東松島市の復興まちづくりの推進に向け協力 ～東松島市とUR都市機構が覚書を交換（県内初）～

2月29日、宮城県東松島市における復興まちづくりを円滑に推進するため、東松島市とUR都市機構は、相互協力を確認する覚書を交換しました。

この覚書は、市がURに対して「復興まちづくりの計画策定」、「復興整備事業（※）の実施」及び「災害公営住宅の整備」についての協力を確認し、事業の進捗を図っていくものです。

東日本大震災において、UR都市機構が「災害公営住宅の整備」だけでなく、「復興整備事業の実施」について、包括的に協力することとした覚書の交換は、これが県内初となります。

※東日本震災復興特別区域法第74条に規定される復興整備事業

- ・ 別添 1 : 覚書
- ・ 別添 2 : UR都市機構による震災復興の住まいづくり
－災害公営住宅建設の支援－
- ・ 別添 3 : UR都市機構による震災復興まちづくり
－復興整備事業支援－

○ お問い合わせは下記へお願いします。

東松島市復興政策課長 三浦 電話 0225 (82) 1111

UR都市機構 宮城・福島震災復興支援事務所

計画調整チームリーダー 池田 電話 022 (748) 1086

東松島市と独立行政法人都市再生機構との東日本大震災に係る
復興まちづくりの推進に向けた覚書

東松島市（以下「甲」という。）と独立行政法人都市再生機構（以下「乙」という。）は、相互のパートナーシップを確認し、東日本大震災の被災地域における復興まちづくりを推進するため、次のとおり覚書を交換する。

（相互協力）

第1条 甲及び乙は、東松島市における復興まちづくりについて相互に協力し、誠意をもって協議を行い、円滑な推進に努めるものとする。

（役割分担等）

第2条 乙は、甲が実施する次の各号に掲げる事項について、必要に応じ、協力するものとする。

- 一 復興まちづくりの計画の策定
- 二 復興整備事業の実施
- 三 災害公営住宅の整備
- 四 その他甲乙が必要と認める事項

- 2 甲及び乙は、復興まちづくりを円滑かつ効果的に進めるため、前項各号に掲げる事項の実施に関し、必要な情報交換を行うものとする。
- 3 乙が第1項の規定に基づく協力を行うに当たっては、その具体的内容について甲乙協議し、合意の上、別途協定書を締結するものとする。

（その他）

第3条 この覚書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この覚書交換の証として本書2通を作成し、甲乙署名捺印の上、各自1通を保有する。

平成24年2月29日

甲 宮城県東松島市矢本字上河戸36番地1

東松島市長

乙 神奈川県横浜市中区本町六丁目50番地1

独立行政法人都市再生機構

理事長

UR都市機構による震災復興の住まいづくり

——災害公営住宅建設の支援——

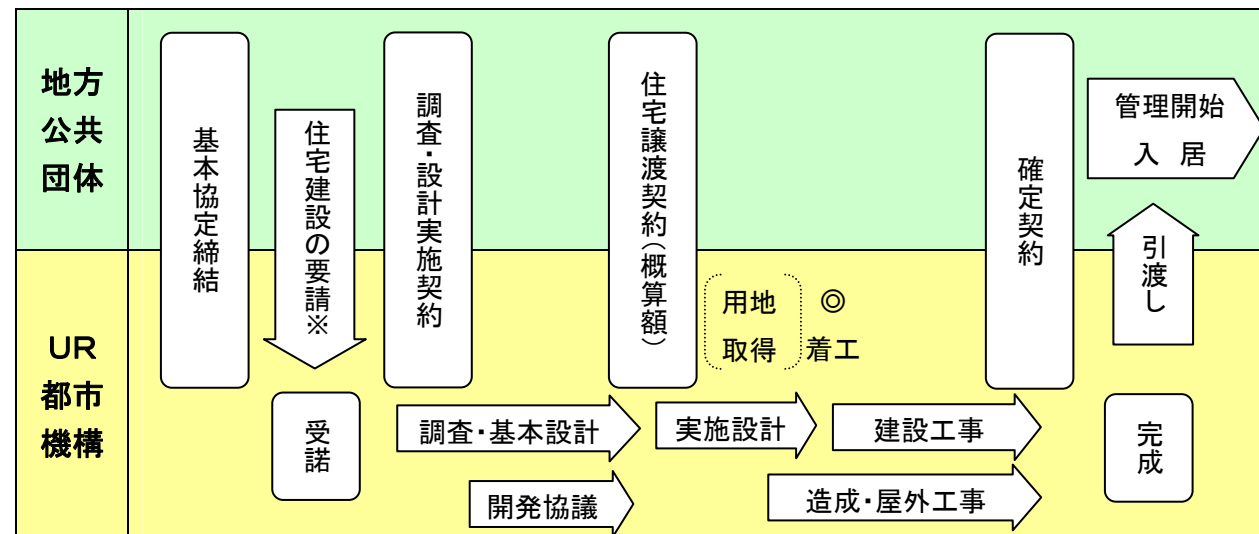
<東日本大震災におけるURの支援状況>

- 被災者の方に一定期間無償でUR賃貸住宅を提供
 - 応急仮設住宅用地の提供(仙台市あすと長町地区、いわきNT地区、盛岡南新都心地区)
 - 応急仮設住宅建設に延べ181人を派遣(岩手県、宮城県、福島県)
 - URの震災復興支援体制(平成24年2月1日現在)
 - 現地体制は73名(宮城・福島震災復興支援事務所39名、岩手震災復興支援事務所34名)
 - うち、復興計画策定等の技術的支援のため、次の17市町村に34名を派遣
- <岩手県>宮古市、大船渡市、陸前高田市、釜石市、大槌町、山田町、野田村<宮城県>石巻市、気仙沼市、名取市、岩沼市、東松島市、亘理町、山元町、女川町、南三陸町<福島県>新地町

<参考>阪神・淡路大震災におけるURの支援活動

- 延べ7,300人を派遣し、建物応急危険度判定、宅地被害対策調査、応急仮設住宅建設を支援
 - 最大260人体制の震災復興事業本部を設置し、復興まちづくりを支援
- 国・兵庫県・被災市と共同で災害復興住宅設計指針を策定
 - 当初3年間で約18,600戸の災害復興住宅を整備
 - 被災者・地権者等の合意形成を図り、市街地の復興事業を推進
 - ・市街地再開発事業5地区
 - ・土地区画整理事業4地区
 - ・住宅市街地総合支援事業14地区

◎ UR都市機構の災害公営住宅建設支援フロー



※UR都市機構は、独立行政法人都市再生機構法第14条第3項に基づく地方公共団体からの要請に基づき住宅建設します。

<お問い合わせ先>

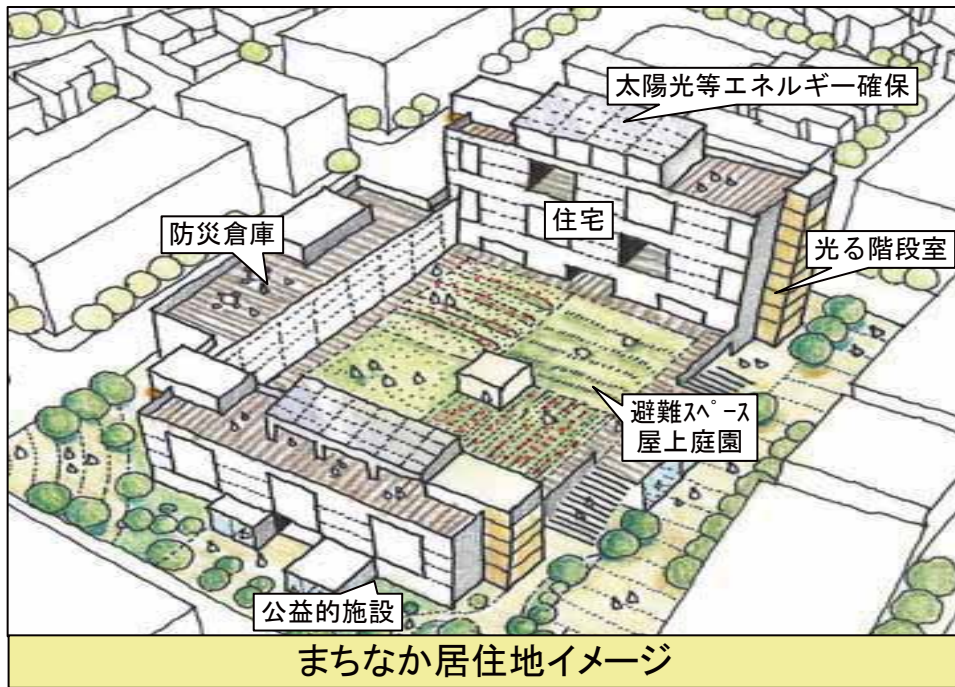
- ◎独立行政法人 都市再生機構 (<http://www.ur-net.go.jp/>)
- 震災復興支援室 〒231-8315 神奈川県横浜市中区本町 6-50-1
Tel 045-650-0478 Fax 045-650-0366
- 宮城・福島震災復興支援事務所 〒982-0111 宮城県仙台市太白区長町 5-2-38
Tel 022-748-1086 Fax 022-748-1087
- 岩手震災復興支援事務所 〒020-0871 岩手県盛岡市中ノ橋通 1-4-22 中ノ橋 106ビル7階
Tel 019-604-3066 Fax 019-604-3028



街に、ルネッサンス



UR都市機構



まちなか居住地イメージ

UR都市機構の総合力を活かした復興住宅支援

○豊富な実績

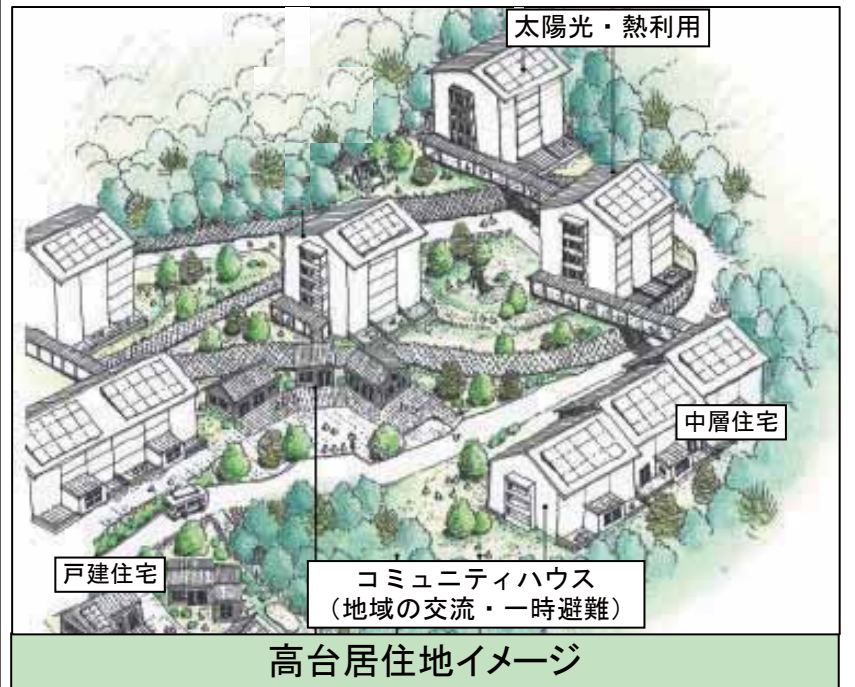
UR都市機構は、国の政策実施機関として半世紀以上にわたり、「人が輝く」まちづくり・住まいづくりをめざし、さまざまな取り組みを実践してきました。全国で約76万戸のUR賃貸住宅を管理するとともに、兵庫県や新潟県で震災復興の住宅建設、再開発・区画整理事業に取り組んできました。

○安心の技術力

計画策定から、用地調査、造成、設計、建設、工事監理まで一貫して、経験豊富な各分野のエキスパートが復興住宅建設を支援します。

○迅速な行動力

東日本大震災の早期復興のため、URのマンパワーが活用できます。平成7年の阪神・淡路大震災では、当初3年間で約18,600戸の災害復興住宅を建設しています。



高台居住地イメージ

UR都市機構が提案する災害復興のすまいづくり 4つのキーワード

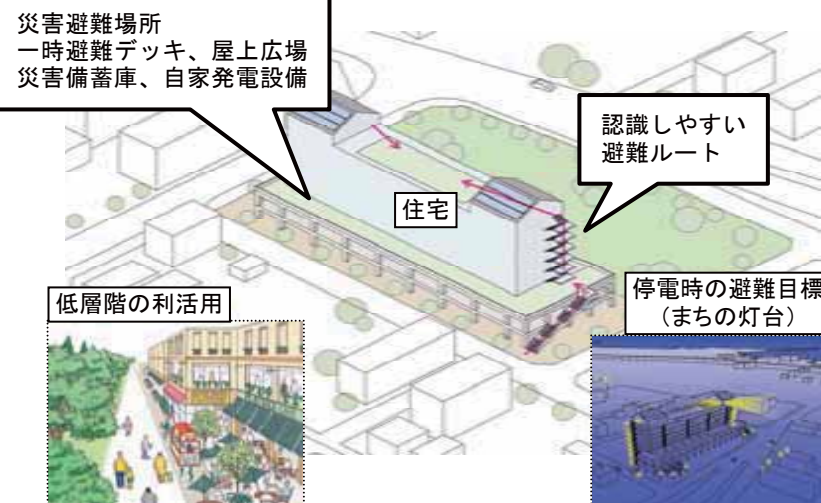
1 地域の防災拠点整備

●津波避難ビルとなる復興住宅

- ・高台避難が困難な市街地では、復興住宅に設置する安全な高さのデッキや屋上広場の避難が有効。津波避難ビルとして活用。
- ・災害備蓄倉庫や自家発電装置設置で、数日間滞在できる避難所として利用。停電時に避難の目印となる「まちの灯台」

●低層階の活用による賑わいの創出

- ・住宅の低層部は、耐震・耐波性能を確保の上、賑わい施設や駐車場として利用



3 環境への配慮

●省エネ徹底住宅

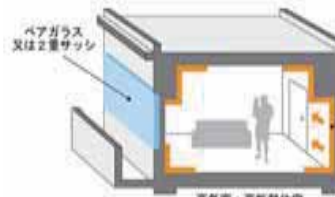
- ・高気密・高断熱住宅 (二重サッシ・ペアガラス・屋上緑化)
- ・省エネ設備の導入 (LED照明・節水・節湯水栓・高効率給湯器)

●再生可能エネルギーの導入

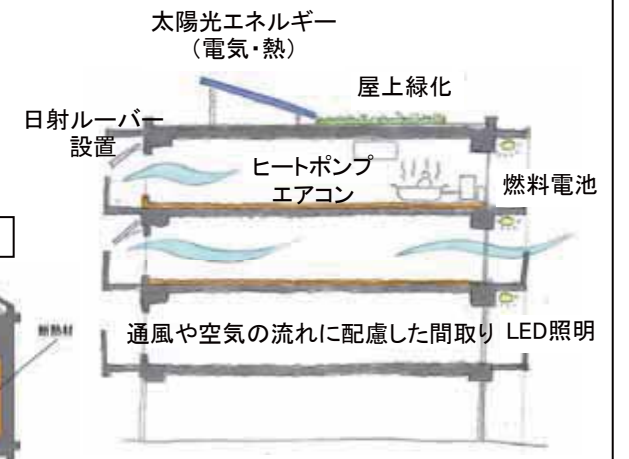
- ・太陽光パネルの設置
- ・風力発電・雨水利用システムの設置
- ・コージェネレーション設備の設置
- ・地域のエネルギー融通計画に協力



手押しポンプ(雨水利用)



高気密・高断熱仕様



再生可能エネルギーシステム

2 高齢者・子育て層の安心居住

●高齢者の安心居住

- ・住み慣れた地域で、できるだけ長く在宅生活を続けられる住空間
- ・交流施設の設置や見守りサービスの提供
- ・徹底したバリアフリー対策

●地域の福祉拠点整備

- ・地域介護・医療・子育て等のサービス拠点の併設
- ・地域の民間事業者、NPO法人との連携



居住者の絆を育むコミュニティ食堂



交流を楽しむコミュニティガーデン



団地内 子育て拠点



バリアフリー

4 地域に根ざした住宅建設

●地域密着の住宅計画

- ・地域の風土、歴史、特色を生かした住宅計画の提案
- ・被災者の意見を反映した住宅計画づくり

●地元産業の活性化

- ・公共団体の要請により、地元事業者や地元木材等の活用

●地域の景観に配慮

- ・地域のまちなみや美しい景観に配慮した計画づくり



ワークショップを通じた地元意見の反映



地元産材の活用



松島の景観(出典:宮城県HP)



地元事業者・地元産材を活用した住宅イメージ (事例写真:岩手県営住宅)

UR都市機構による震災復興まちづくり — 復興整備事業支援 —

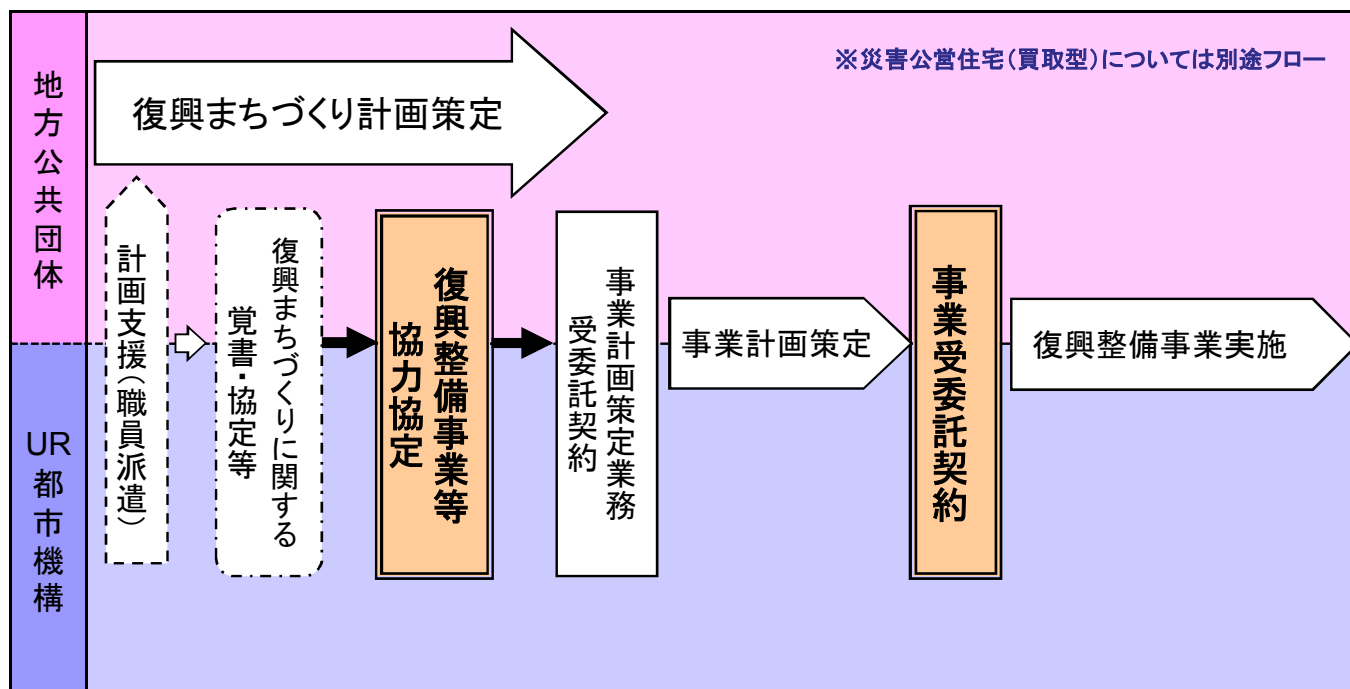
■ 復興特区法におけるUR都市機構の位置づけ

「東日本大震災復興特別区域法」において、UR都市機構は、従来の業務のほか、委託に基づき、**復興整備計画に記載された復興整備事業**を行うことができることとなりました。

- ・土地区画整理事業の受託
- ・防災集団移転促進事業の受託
- ・災害公営住宅整備事業の受託※ 等

※ 災害公営住宅整備事業(買取型)については都市機構法(第11条1項16号)において規定

■ UR都市機構の復興整備事業基本支援フロー



<お問い合わせ先>

◎独立行政法人 都市再生機構
宮城・福島震災復興支援事務所
〒982-0111 宮城県仙台市太白区長町5-2-38
Tel 022-748-1086 Fax 022-748-1087

——— 街に、ルネッサンス ———



UR都市機構